

行政書士等の代理人による農地法の申請手続の取扱いについて

1 申請書の記載等

別表記載の申請手続について、行政書士等が申請等を行おうとする者（以下「申請依頼人」という。）から委任を受けて代理申請する場合は、申請書等の記載は次のとおりとする。

(1) 申請人等（申請人、譲受人及び譲渡人等）の欄の下に代理人の欄を設け、行政書士等の代理人の氏名、住所等を記載のうえ押印する。

その際、申請人等の欄に、申請依頼人の氏名、住所等を記載する必要があるが、押印（又は自署）は不要です。

《記載例1（農地法第4条第1項許可申請の場合）》

申請人 ○ ○ ○ ○
上記代理人 住所 ○○市○○町○○番地
氏名 行政書士 ○ ○ ○ ○ 職印

《記載例2（農地法第5条第1項許可申請の場合）》

譲受人 ○ ○ ○ ○
譲渡人 □ □ □ □
上記代理人 住所 ○○市○○町○○番地
氏名 行政書士 ○ ○ ○ ○ 職印

2 申請書の添付書類

(1) 委任状（別添記載例参照）

代理申請であることを確認するため、別表の申請等の区分に従い、申請書に委任状を添付する。

- ・委任状は各申請毎に作成する。
- ・委任状は、申請依頼人の住所・氏名を記名押印する。
- ・行政書士による代理申請の場合は、登録番号を記載する。
- ・委任の範囲は、当該申請に係る農地の所在、面積など具体的に記載する。

(2) 確認書（別添記載例参照）

申請依頼人（譲受人等）が確実に申請に係る事業又は耕作等を行うことについての意思を確認するため、別表の申請等の区分に従い、申請書にアの確認書を添付する。さらに、審査の過程で申請内容に変更が生じた場合には、イの確認書を提出する。

ア 申請依頼人が、代理人が作成した申請書の内容を了解したうえで、その内容に従って申請に係る事業を行う旨の確認書

- ・確認書は、各申請毎に作成する。
- ・確認書は、申請依頼人の住所・氏名を記名押印する。
- ・行政書士による代理申請の場合は、登録番号を記載する。
- ・確認書の内容は、申請依頼人が、代理人が作成した当該許可申請の内容を了解したうえで、その内容に従って申請に係る事業又は耕作等を行うことを確認する旨を記載する。

イ 審査の過程で事業計画等の申請内容に変更が生じた場合には、更にアに準じた確認書

令和元年11月19日
前橋市農業委員会